

第4回河南町協働のまちづくり推進会議 議事録

日 時：平成 31 年 3 月 25 日(月)午前 10 時～12 時

場 所：役場 4 階 大会議南

出席者：委員) 若生会長、村元副会長、中川委員、佐々木委員、浅野委員

清水委員、谷口委員、柴田委員、石原委員、森田委員

事務局) 総合政策部 上野部長、秘書企画課 梅川課長、藪本係長、大宅

1. 開会

若生会長：第4回河南町協働のまちづくり推進会議を始めます。本日の傍聴はありません。

前回の推進会議では、逐条解説の第6条で「意思決定機関」の部分についてどう扱うか。住民投票制度を条例に明記するか の2点について議論を行っていただいた。本日は前回に引き続き、逐条解説、住民投票についての意見を頂戴し、条例改正案をとりまとめたい。その他の案件についてもとりまとめたい。

改めて河南町協働のまちづくり推進会議規則を確認させていただく。規則における当会議の職務は、①かなんまちづくり基本条例についての意見に関すること、②前号に掲げる事項のほか、協働のまちづくりを推進するために必要な事項に関すること、以上2点について、調査、審議し、意見を述べることである。また、推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによるとなっている。ただ、私としては皆さんの活発な意見をいただいているので、多数決ではなく出来る限り意見を取りまとめて、町へ提言する形にしたいと思っているのでご協力をお願いします。

それでは、次第1「逐条解説について」事務局より前回の意見を反映させた修正案について説明いただく。その後、議会の「意思決定機関」という部分の取扱いについて、意見のとりまとめをするので、お願いします。

2. 逐条解説について

事務局：資料1のp.10の一番下。第2条第3号の「コミュニティとは」について、前回意見をとりまとめでいただき、改めたので確認させていただく。「コミュニティとは、共通の公共的な感心事により自主的に集まって活動する地縁による集まりや住民ボランティア等の組織のように、構成員が互いに尊重し、助けあうことで安心して生活できる地域社会を実現するつながりをいいます。」

資料2。自治基本条例あるいはまちづくり基本条例をもっている17団体のうち、「意思決定機関」という言葉を用いているのが8団体、「議決機関」という言葉を用いているのが2団体ある。残りの7団体は、「議会とは」という明記がそもそもないのが4団体、「議決とは」という項目があるものの「議決機関」や「意思決定機関」という言葉を用いていないのが3団体。

前回、地方自治法に「意思決定機関」という言葉の根拠がないという話があったので、地方

自治法及び地方自治法の解説文書について、簡単に説明する。地方自治法の89条「普通地方公共団体に議会を置く。」と明記されている。その逐条解説の部分で、議会の法律的性質というのがある。『憲法93条は、「地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する」、「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する」と規定する。本条は、これを受けて、普通地方公共団体における議会の設置を定めた。議会の法律的性質は、合議制機関であること、意思決定機関であること、内部的機関であることの3点にある。その3点を分説すれば、次のとおりである。』という形で、3点の解説に入っていくという解説文書になっている。

会議前に清水委員より資料の提供があったので、配布させていただく。いま口頭で説明した資料も追加資料として配布させていただく。説明については以上です。

若生会長：前回議論の「意思決定機関」について、2つの資料をいただいた。1つは清水委員からの提言。もう1つは事務局から説明のあった地方自治法における議会の設置についての資料です。この2つを踏まえて議論いただければと思う。まず、清水委員より説明をお願いします。

清水委員：前回の補足として作成した。事務局より提供のあった地方自治法の逐条については、私も読んでいます。これを踏まえての意見。第6条第1項の私の意見の趣旨は、「地方議会は公選議員で組織された合議体の議事機関である」というのがすべてを表している。そのうえに、修飾語をつけるか形容詞をつけるか、政治的な美称をつけるかは別の話。理由としては、憲法には「意思決定機関」とされていないこと。憲法93条をうけて地方自治法という法律においても「意思決定機関」という文言はなく、それ以上の権限を議会がもっているかのような規定を定めた実定法規は日本にはない。ちなみに「自治体の長は、議会の議決する事項以外の事務は、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務があるとされています」というのは、執行機関の首長や委員会も自ら意思決定を行うことが予定されていることを意味している。また、代表的な文献から引用したが、明治大学のロースクールの先生の本には、「統治の最高議決機関である」と理解されている。ただし、日本の統治機構として大統領制を採用していないので、これをパラレルに国を内閣、国会と考えて似て非なるものである。自治体の権限については、法律で具体化されている。議会の権限は、条例改廃、予算の審議・議決、調査権がある。次の宮沢俊義さんは戦後日本国憲法の条文を作られたときの方で、「意志機関としての議会と執行機関としての長との二つを有する」と言われている。国会と内閣をパラレルに考えてもいいが、違うと言っている。注釈逐条は、総務省出身の官僚が書かれていて歴代同じ文章を書かれている。ここで言っている「意思決定機関」は表現として正しい。大事なのは、「すべての事件について普通地方公共団体の意思表示の内容を決定することができるわけでない。議会が決定することができる事件は、地方自治法96条その他の法律の規定が列举し」と挙げている議決事件について公共団体の意思を決定している。それを単に執行機関が執行しているわけでないと言っている。憲法で「国会は国権の最高機関であり、国の唯一の立法機関である」という言い方をするが、最高機関と言ってもイメージ的にはわかるが、内閣と国会と司法と三権分立している。それを超えて国会が一番だと認める人は誰もいないと思う。そういった政治的美称を書くのがいいのか。本件でいう

と、まちづくり基本条例で「意思決定機関」と無条件で書くのがいいのかどうかを議論していきたい。「意思決定機関」が絶対だめというわけではなく、それがどう使われるかを考えた上で問題提起させていただいた。

若生会長：本日の２枚の資料を読み、また前回の議論を踏まえて、意見はあるか。

中川委員：清水委員提供資料の一番下に「憲法９３条の規定は、地方公共団体が、その重要な機関として、意志決定としての議会」とまさに書かれている。いただいた資料の中にも書かれているというのが１点。私も地方自治法の逐条解説を読み、議会の設置という項目で第８９条「普通地方公共団体に議会を置く。」の解釈で、「本条は、憲法９３条をうけて、普通地方公共団体に議会を置くことを定めた規定である。いうまでもなく議会は、普通地方公共団体の意思決定機関であって、普通地方公共団体の意思は、住民に代って議会によって決定される。住民は、選挙を通じて一定数の代表者を選び、その代表者達によって構成される議会において普通地方公共団体の意思が多数決の原則に基づいて決定されるのであるから、主権者たる住民から見れば間接的であるが、それは、人口も多く、社会的分業の発達した近代社会においては到底全住民が直接参加して議論し、意思決定することは不可能であること、また、多くの住民にとっては、諸々の政治・行政の問題を直接判断するための相応の知見と時間的余裕とを有し難いことなどからに他ならない。」と書かれている。そういう意味で、議会は住民の代表として選挙で選ばれた意思決定機関と言えると思う。

若生会長：その著者はだれか。

中川委員：今はわからない。

若生会長：事務局からいただいた資料の地方自治法の解説はどこの出典か。

事務局：第一法規。

若生会長：本日は大事な話が３つある。この話と住民投票の話、住民の意見をいかに行政に反映させるか。

佐々木委員：清水委員に聞くが、議会にも意思決定の機能もあるけど、それは法律に書かれたものの範囲を超えるものではなく、その他のものは行政に意思決定権があるということか。

清水委員：表現が難しいが、地方自治法の議決事件に係るものや調査権に係るものは許されるが、それを超えては法律上ちょっと。第６条の書き方は分かりにくい。

谷口委員：意思決定機関の議論をしているが、私としては意思決定のレベル、国、都道府県、市町村レベルでの決定があると思う。今回、かなんまちづくり基本条例の中での意思決定部分がどのレベルのものかというところで、議論をした方がもっとスムーズにいくと思う。今はレベルが全部一緒になっている。各種団体の意思決定の部分も入ってきているように思う。

柴田委員：第６条「議会は、意思決定機関である」この文章だけを見ると、議会がすべてを決める権限があるという風に私は読み取る。ところが、事務局提供の地方自治法の資料をみると、「議会は、すべての事件について普通地方公共団体の意思表示の内容を決定することができるわけではない。」とここにはっきり書かれている。私は、前回森田委員が言った「議決機関」が適切だと思う。河南町のホームページの議会の仕組みの中に、「議決機関」という言葉が出ている。「議決機関」という言葉自体は町ホームページでオーソライズされた言葉であり、第６条を見るとすべて意思決定している機関と読まれてしまうので、「議決機関」がよい。

佐々木委員：私も清水委員の解説で、どこに問題点があるか理解できた。「意思決定機関」ではなく、「議決機関」や憲法に載っている「議事機関」という言葉に置き換えたらいいと思う。「意思決定機関」という言葉を入れたいというのであれば、逐条解説の中に、事務局提供資料にあるように「合議制機関」、「意思決定機関」、「内部的機関」であるということを入れたらいいと思う。

若生会長：佐々木委員の表現としては、第6条第1項は、「議事機関」や「議決機関」が最適であるということ。

中川委員：「意思決定機関」と「議決機関」では意味が違う。他の自治体も書かれている中で「意思決定機関」が決定的に間違いだったら修正すべきだと思うが、間違いでない文章をわざわざ修正する必要はないと思う。当初に条例を作り上げていただいたことに対して、この場で訂正するのは馴染まないのでは。いろんな解釈がある中で、私はそのままがいいと思う。

柴田委員：さっき言ったとおり、地方自治法の解説資料が正しいのであれば、すべてを意思決定できるわけではない。意思決定できる部分もあるし、意思決定できない部分もある。第6条第1項を読めばすべて意思決定できるように読んでしまう。

清水委員：「意思決定機関」について、府下の自治体で結構使っているところもある。ただし、議決案件の内容を書くことによってバランスをとっている。議会に意思決定機関としてすべて任せているという表現はしていない。かなんまちづくり条例のコンメンタールには詳しく載っていない。3つの要素、合議体であること、条例改廃・制定などの意思決定を行うこと、あくまでも内部的な機関であることを逐条解説に載せているのであれば、私は完璧だと思う。逐条にこれだけしか載っていないと、議会は最高の権限を持っているという間違っただけの解釈に導いてしまう。民主主義を実現するための条例だと思うので、そこをきっちり書くのはどうか。

佐々木委員：異議なし。

中川委員：第6条第1項「議会は、直接選挙で選ばれた議員で構成する意思決定機関」で切られていたら、清水委員が言われたようにそうだと思う。ただ、その後に「施策の決定や行政運営が適正に行われているか、町政の監視及びけん制を行うものとします。」と意思決定機関として、チェック機関としての役割を果たすということに繋がっている。後半部分がこの文章の趣旨であって、意思決定機関で議会は偉いという表現ではない。なぜ「意思決定機関」にこだわるのか分からない。

柴田委員：住民として、あまり詳しいことが分からない人でもこの文章を読めば意思決定機関と読める。地方自治法でも意思決定機関だけでない3つの要素がある。注釈地方自治法の議会の法律的性格として「その議事機関として議会を設置する」とある。議事機関として議会を設置して、監視けん制を行うというのが法律の趣旨。「意思決定機関」というのは、その中の部分的なこと。それなのに「意思決定機関」だけを表に出してきているので、議会が全部決めてしまうというニュアンスにとってしまいがち。「議決機関として、監視けん制を行う」というので私は十分だと思う。

若生会長：柴田委員は「議決機関」また「議事機関」という表現であれば、逐条解説で3つの要素の説明も不要であるというご意見。

中川委員：意思決定機関というのは、あくまでも住民の意思を決定する。議員は代表として決定するのであって、住民主体というのが本当。ただ、それができないから間接的に議員を選んで議員

が意思決定する。意思決定機関というのを外してしまうと、住民の意思も決定できないということになる。問題ない文章のように私は思う。

清水委員：致命的なことを言うと、住民の意思決定機関というのは間接制民主主義なので当然のこと。それであれば、逐条解説に書くということ。府下自治体の「意思決定機関」と表現しているほとんどが並んで議会の主な権限を表している。これを書くことによって意思決定機関ということが分かる。議会がすべての意思を決定して、その施策の決定や行政運営が適正に行われているか、監視けん制することはできない。行政にも裁量や意思決定がある。そのあたりをどう上手く表現するかというのが大事なところ。そこは第6条にこだわる必要はないと思う。行政の意思決定をどのようにするか、その幅を持たせることによって、私たちのまちづくりの道標が活きてくると思う。民主主義を活かすという立場からこの条例を見ていただきたい。

若生会長：いまの文言に対して、どのように訂正していこうか議論する機会でもあり、そこで多くの意見が出ているので汲み寄っていただければと思う。森田委員はどうか。

森田委員：第6条第1項は、述語が「行うものとします」となっている。すべてを行うという風に理解するのが妥当だと思う。他市町村の規定の仕方、清水委員が言ったように機能や役割についての表現があって、その機能や役割は意思決定機関として果たさなければならぬという表現。そこら辺は議論されているところがあったと思う。その点でいくと「意思決定機関」、「議事機関」、「議決機関」すべてが正しい。その中で一番ピッタリの表現を使うのがいいと思う。条文をこのまま活かすとすれば、第1項の解釈の中に、「議会は、町の施策などを決定する機関」と書いているが、ここに住民に代わって選挙で議員になった議会によって決定するという文を付け加えて、後ろの方で「けん制する役割を担っています」というより、「機能を有している」という優しい表現に留めて、すべてがすべてじゃないという形にする方法があると思う。中川委員提供資料のコンメンタールも、(一)の方には解釈として書いているが、(二)の方には決してそうではないということで色々意見がありますと書かれている。すべてがすべて議会で決定するわけではなく、議会で決定するのは、あくまでも住民に代わって議会にかけなければ町の意思がすべての住民に伝わらないという部分については、議会が関与する。条例の改廃制定をするというのは住民の権利や義務が発生することとなる。そういったものが発生するものは、議会に出して議決をもらう。そういったところ以外での決定権は、執行部にもあるというところは(二)に書かれている。そういう意味で、幅を持たせる表現がいいと思う。第6条第1項の解説に、詳しく議会の権能を書く。議会の権能はというと、自治法第96条に書いている条例の制定改廃と予算の議決、決算の認定、財産の取得など。特別に議会が権限を行使するものについては、条例で議決事項を決められるとなっている。そこについては、議会も権能を果たせる部分が開かれている。自治法第96条に列挙されているものだけに囚われず、議会は住民の意思を言うのに議決が必要だとなれば条例で決められるというのが自治法第96条にある。その部分では、議会の決定権も幅がある。

佐々木委員：要は、解説に自治法第96条に定められたものなどがありますと書くということか。

森田委員：他市町村では第2項にそういうことを書かれているところもある。例えば豊中市では、「市議会は、条例の制定及び改廃、予算、決算の認定等の議決並びに市の事務に関する検査及び監

査の請求等の権限を有する。」とある。そのような解説を追加するというのがひとつのやり方。河南町の場合は、議会としては住民と表裏一体となって開かれた議会を目指すということが第2項に特記事項として書かれているという理解でよいと思う。

若生会長：清水委員より前回提起され、「議事機関」であるのか、「議決機関」であるのか、「意思決定機関」であるのかという議論は意義深いものである。第6条第1項の「意思決定機関」についてこのままで記載する、現状の文言に対して「議事機関」もしくは「議決機関」に変えるという意見、現状のままであるなら解説に議会の役割について付記するという概ね2つの意見があった。このような多くの意見が寄せられたということで、このまちづくり協議会の報告書として提出するというところでどうか。

柴田委員：それでこれは直さないのか。この会議の席では直さず、意見書だけつけて提出ということか。

若生会長：現状でいこうという意見と、議事議決機関に改めようという意見と、現状でいく場合は解説を載せる、議決機関の場合でも解説を載せるという案が出ている。ここで採決をすることも可能だが、これだけの意見が出たので、このような議論があったということを提出するということ。

柴田委員：提出したらどうなるのか。今度はどこが議論して決めるのか。

事務局：最終的には、いただいた提言を事務局で案を詰めて、改正が必要な場合は議会に上程という形になる。

柴田委員：2つ案を書いて決めてもらうのか、それとも1つにまとめてか。

事務局：2ついただいた案について、事務局で1つに決めさせていただく。

柴田委員：事務局のほうで条文と解説をどちらにしても変えるわけか。

事務局：条例の改正が必要な場合は、議会にあげる。条例を変えずに、解説書だけを変えるのであれば議会に出さず事務局で変えて、委員に提示させていただく。

佐々木委員：パブコメはしないのか。

柴田委員：この会議の権限は、そこまでで終わりということか。

若生会長：この会議で多数決をすることも出来るが、いまの議論を聞いて多数決するようなことではないと私が判断した。多数決してほしいというのであれば、多数決しても構わない。

中川委員：先ほど森田委員が言ったように、「けん制を行うものとします」で切っただけなのだが、池田市のように「監視する機能を果たすよう努めなければならない」と努力義務のような文章を最後に入れたらどうか。

若生会長：この事務局から提示された注釈地方自治法の資料がコンパクトにまとまっていると思うが、私の意見を出しすぎても如何なものなので、皆さんの意見を記載すればと思っている。議事機関として、3つの要素の機関であるということは、明快な記載だと思っている。

森田委員：第6条第1項にある言葉は、すごく厳選されて書かれている。施策の決定についても、大きなものから軽微なものまでたくさんある。どこまでが議会の権限、意思決定が必要なのかという部分がある。そういう意味では、他市町村でいうと重要な施策という表現をされているところもある。機能があって、機能を果たすというところで、「機能がある」と「機能を果たす」と書くのでは捉え方が違うと思う。

中川委員：この文章では、意思決定機関というのを全面に押し出しているのではなく、意思決定機関と

して監視や行政をけん制することができるということを書いているので、意思決定機関を全面に書いていないと思う。私が提供した資料で、「執行機関たる長、各種委員会等が、自己の権限に属する事項につき、自ら決定し、これを執行することとなるのであって、その範囲のものも決して少なくはない。しかしながら、議会は予算の議決及び条例の議決を通じて、そのような事務についてもその意思を及ぼし得るわけであるから、議会が普通地方公共団体の運営全般にわたっての方針を決定するものであるということができる。」とある。意思決定機関を全面に押し出して議会が偉いというわけではなく、間違いではないということを強調したい。

若生会長：この議論はこれで終わり。提起させていただいた方法で事務局に協議会の議論として、先ほどの2点を送付するというところでよろしいか。

（「異議なし」の声）

若生会長：それでは、よろしくお願いします。

中川委員：逐条解説の件だが、資料3で修正していただいた定義の第2条第2号のところで、「議会とは」を入れていただいたと思うが、逐条解説に反映されていない。p.10のところは反映されていた。

事務局：資料の提示の仕方として、まとまった意見については反映しているが、前回説明できていない部分については逐条解説に反映していない状態での提示となっている。

中川委員：もう決定していたのでは。

事務局：「意思決定機関」のまとまりが出ていなかったもので、今日の意見交換を経て、改めて構成していく。

3. 住民投票について

若生会長：住民投票の議論に移ります。新たな資料はないので、前回に引き続き意見を頂戴したい。住民投票制度を条例に明記するかどうかにについては、前回事務局から説明があったとおり、5年前の懇話会においても活発に意見交換がされた結果、明記しないということになった。条例に明記しなくても、地方自治法では住民投票の道が開けていること、またこの5年間では住民投票の事例がなかったことなどからして、これまでどおり明記しなくても良いという意見が多くあった。一方で、中川委員からは開かれた議会、住民参画の視点からあえて明記するという意見、佐々木委員からは明記するなら河南町オリジナルで、との意見もあった。それでは、意見交換をお願いします。

柴田委員：前回の資料2、住民投票制度と自治基本条例についての中に、住民投票の形式ということで、常設型と個別型があると書かれている。住民投票できる権利があるというのが個別型で、ただし、議会の議決を経ないと実施できない。常設型であれば個別に議会の議決を経ずに住民投票を実施できる。ここは重要である。議会や町長は選挙で選ぶが、必ずしも住民の要望に近い事柄で物事が決まっていくわけではない。それからすると、出しても議会で切られてしまえば、住民投票ができない。まちづくり条例というのは、住民の担保。行政の内容に無関心の人ばかりの中、いつでも住民が権利を行使できる状態にしておくべきだと思う。話も意思表示も必要。町長と議会の両輪がうまく回っていたらよいが、回らなくて悪名を日本中に

広めるようなことがあった場合に、住民はどう思っているのかという話も意思表示も必要である。常設型の住民投票の形をこの中にぜひ入れたい。入れられるものなのか。

事務局：他市町村の事例としては、基本的には個別型。案件が出てきたときに、条件をクリアして個別の条例を作るというのが多い。議会の議決は必要。

柴田委員：常設型にしようと思ったらどうすればよいか。

清水委員：住民投票条例を議会で作る。住民は議員に陳情して作ってもらう。

柴田委員：それは個別型か。

清水委員：常設になる。

森田委員：個別、常設と書いているが、すべてが議会の議決を経た住民投票条例が必要である。個別型というのは、1つ1つの項目が定まっているときにする。常設型というのは、住民投票条例を制定して仕組みを作るもので案件はない。それも当然議会の議決があつてするもの。案件はなく、住民投票の制度を作るのが常設型。個別型は、都構想の選挙などの案件があつて住民投票しようとするもの。資料に書いている「個別に議会の議決を経ずに実施する方法もある。」の「も」というのは、一般的には議決を経ないといけない。

村元副会長：森田委員に聞きたいが、住民投票をするには自治法第74条にある、選挙権を有する者の50分の1以上の署名をもって、普通地方公共団体の長に対し、住民投票を申し出た場合にも議会の議決がいるのか。

森田委員：必要。自治法第74条第1項というのは、すべての条例の改廃や制定の請求なので、住民投票条例に限らず、50分の1以上の連署を持てば条例改正を請求できる。請求をもらったのをどうするかは町が判断して、議会にあげるかあげないかを決める。

若生会長：議会の承認なしに、住民の何割かの直接請求によって住民投票ができるというのは。

森田委員：それはない。住民投票をするというのは、自治法にはない。住民投票をしないとけないといけないうのはない。議会制を敷いているから自治法上はない。自治法第74条は条例をつくってくださいという請求ができるというもの。例えば、選挙人の何分の1を集めたら住民投票をするという制度的な基準を設ける住民投票条例を作ってください。50分の1でなくても、50分の1以上のたくさんの人を集めて出せば、絶対に住民投票をしないとけないというのが常設型の住民投票。

佐々木委員：懇話会のときに、住民投票を入れるか入れないかの議論で結果入れないとなったときに、住民の枠も柔軟に決めることができると言っていたと思う。例えば、町内在住の外国人や18歳以上に限定せず中学生も入れるとかは、住民投票条例で柔軟に決められるのか。

森田委員：住民投票条例の中で、どれだけの人が投票できる権限を持つのかは決められる。住民の範囲は、そこに住んでいる人が住民。法人も住民。勤務している人は住民ではない。まちづくり基本条例は、住民投票の範囲を広くとっている。自治法上の住民とは若干異なる。条例の改廃のときは、自治法上の住民という解釈。

佐々木委員：まちづくり基本条例の中に住民投票を入れようと思ったら、住民投票条例も同時に作らないといけないということか。

森田委員：まちづくり基本条例は、あくまでも基本的な考え方に基づいてやろうと決めているものであつて、ここに住民投票制度そのものがあつたとしても条例の改廃や制定するというのは、ど

ういう形でするのはまた議論しないといけない。

佐々木委員：将来的に向けて入れたらいいと思う。

村元副会長：まちづくり基本条例の中で、住民投票を決めたところで、河南町の条例を改正しない限り活かさないということか。

森田委員：条例をつくらないと生きてこない。憲法でいう、基本的人権の尊重みたいなもの。

清水委員：前回も言ったが、議会と町長が喧嘩した場合や意見が乖離した場合、あるいは住民の多数の意見を反映しない議員ばかりが構成している場合などは住民投票というのが役に立つ。基本的には間接民主主義を全うな道として追い求めるなかで、議会が活性化するというのを私たちは求めた方がいい。形として住民投票制度というのがあるが、実務上からすると難しく、議員に住民投票条例を作れというのは自分の首を絞めるようなもの。議員の働きが悪いから住民投票をしてほしいというようなもの。議員は使命感と限界と調整しながらの議論でないといけない。

佐々木委員：議会も選挙で投票していただいているが、町内在住の外国人でも高校生でも税金は払ってたりする。中学校のことで、中学生は投票できないので、意思を伝える手段がない。直接言ってくれる子はよいが、そのような子ばかりではない。今の選挙で救えないような部分が救えるのであればすごく意義があると思う。

清水委員：住民投票制度は、目的が違う。まず監査を出したらいいと思う。

佐々木委員：出せない。娘は17歳で今回ギリギリ投票権がないことを悲しんでいる。そういう声は絶対あって、そういう人までも投票できるのであれば意義があると思う。

清水委員：行政の仕方、施策の決定が間違っている違法・不当であれば監査請求というやり方がある。それでいくと有権者の50分の1の署名を集めて正すことが出来る。行政も普通の人間なので誤りもする。それを指摘するのが監査請求。

若生会長：住民投票請求をしても議会で否決されてしまうということがあり得る。

清水委員：本音のところを議員さんからお聞きしたい。

佐々木委員：出てきたら、この小さい町であの議員が否決したと言われるのが分かっているので、なかなかないと思う。

森田委員：結構ハードルは高い。町内部で出すか出さないかの決定権がある。そこから議会に出して、議会が決定するかどうか。いろんなところに意見を言う機会はいっぱいあると思う。法律上、意見を言うのは選挙人の50分の1とかいうのもあるし、お金の支出が伴うものであれば住民監査請求という1人でも出来るものもある。制度上でなくても、まちづくりに参加するタウンミーティングがあったら年齢制限はかけずに広く意見を言える場を設定していくというのは意見として述べていいと思う。この会議として、まちづくりに関しているいろんな階層の意見を広く求めるような形を作ってくださいということは意見としてまとめる方向でもいいと思う。

若生会長：住民投票制度もしくは監査請求が出たときに、ハードルが高いというのは理事者側で議会に提出するか決めるとあるが、ただ議会としても理事者側としても、もしそういう請求が50分の1の声であがってきたら大きいという意味ですね。決して無視するようなものではない。

森田委員：はい。

柴田委員：中川委員に聞きたいが、他の自治体でまちづくり条例の中に住民投票の文言を入れられていると、その狙いは何か。

中川委員：提案したのは、森田委員が言ったようにハードルが高いと思うが、ただ、上牧町の場合「住民は町長に対して住民投票を請求することができます。」という文言が入って、その後の町が受けてそれをどうするか町部局で判断して、それを議会にあげてという手続きはしないといけないが、住民が住民投票を請求することができるという一言が入ることによって、けん制という意味もあるし、住民主体ということをまちづくり条例で押し出すことが出来る。住民を中心として考えたら必要である。議事録には載っていなかったが、森田委員が一番大きく住民が参画するのは直接選挙だということを言った。住民の参画が進んでいないということで問題が挙がっていたが、自分の意思を発揮できる場所をつくるというのが、住民参画につながるという意味で、まちづくり基本条例に入れるのは意味がある。議員が嫌とか言う問題ではないと思う。ただ、河南町のまちづくり基本条例が最高法規になっていないというので、どうかと思う部分もあるが、これが最高法規であるなら必ず入れるべき。

柴田委員：中川委員の意見に賛成です。住民の行政に対する興味というか内容を本当に知らない。いろんなサービスや補助、援助などを必要な方に案内しても、ほとんどの方が知らない。議会でも議会だよりで出されているが知らない。これ入れたからどうというのではなく、入れとく。あなた方も町政に対して意見を述べられるということ、町政に興味を持ってもらう、参画してもらう意味でも、どういう言葉で入れるかは別として入れた方がいいと思う。それがパフォーマンスと言われるかもしれないが。

若生会長：まちづくり基本条例に記載したらよいという意見がかなり出ているが、他の方はどうか。必要ないという意見はない。そこまで書くかというところ。

森田委員：あえて条例の中に記載して、制度そのものは地方自治法に則ってやるということになる。道は開かれているということで、基本的な意思表示として書くという形になる。そこまでして、パフォーマンスとしてするのかどうか。どちらにしても道があるのでよいと思うが、条例に定めて公布するとなると、町の意味として示すということになる。

若生会長：わざわざ要らないという意見の方はいるか。いないですね。5年経って住民参画の考え方を示すということで、記載する方向でいく。

4. かなんまちづくり基本条例の改正案について

若生会長：前回の会議時に説明できなかった部分について、事務局から説明していただき、次第1及び次第2でまとめた部分については、条例改正案としてまとめさせていただく。事務局より説明をお願いします。

事務局：次第1と次第2でまとめていただいた意見以外の部分について、前回の会議時に説明できなかったところを説明する。

資料3。第10条第2項、第1回と第2回の会議時に出された意見で、住民参画の推進の主体を「町は、」を「町と住民は、」に改める。住民の定義について改めて確認すると、第2条第1項で「住民とは、町内に住み、働き又は学ぶ人並びに町内で事業活動その他の活動を継続して行う人又は団体をいいます。」となっており、このような主体がまちづくりに必要な能

力を有する人材の確保及び育成を図るものとする」と改正する。

第22条、今の条例だと「施行の日から5年を超えない範囲で住民の意見を聴き、この条例の見直しを行う必要があると認める場合は、必要な措置を講ずるものとします。」となっているが、「概ね5年を超えない期間ごとに、」と改めることによって、また5年後にこのような形で推進会議を開き住民の意見を聴く場を設けたいと思い、提案させていただいた。

若生会長：ご意見ありますか。

清水委員：第22条、「概ね5年」とあるが、「概ね」を入れないといけないのか。

事務局：「概ね」を入れた目的としては、本日4回目の会議で、年度内に終わること想定しつつも議論が活発化し長引いて5年を超える可能性もあることから「概ね」を入れさせていただいた。会議の提案を受けて、町で条例の改正案を議会に上程し、議決をいただいてからの制定となる。きっちり5年で区切るよりも概ねという言葉を入れて、ある程度幅を持たせた。

清水委員：また5年後に推進会議のようなものを開催する際に、推進会議がすべて終了したのが5年以内というのを想定されているということか。そんなに厳密にしないといけないのか。前は「概ね」という言葉は入っていなかった。

事務局：なかったもので、いま5年目である平成30年度に会議を開催している。

清水委員：5年以内に審議する会議を開催したというのでは、だめなのか。

事務局：そこは運用上となる。会議が始まった時でみるのか、終わった時でみるのか。

清水委員：第10条、行政がどういう形で支援に入るかで、主体が「町は」になっているが、第2項だけ「町と住民は」の2つになってしまう。それは良いのか。提案があったときは、まちづくりに必要な能力を有する人材の確保及び育成は町だけでなく、住民でも必要だという趣旨だったと思う。それは大賛成で否定しているわけではない。ただ「住民」というのは、あえて書かないといけないのか。

若生会長：これは第1回目の会議のときに、議論をして入れることとなった。

柴田委員：私が提案した。この10条は、町がすべき事柄を載せている限定するのであれば、住民と入れるのはおかしいが、町が行うことだけを書くというのですのか、あるいは住民も一緒にしていくというのを書いてもいいのか、その辺だと思う。前は主体が「町は、」だったが、ここは、町がやるべきことを書く条文だったのか。

若生会長：住民参画の推進なので、人材確保・育成について住民も役割を果たすべきであるということから、これを入れるということになった。

柴田委員：町に限定するという事柄でなければ、入れとけばいいと思う。住民参画の大きな目標だと思う。

若生会長：清水委員は、今の趣旨で入れたということで問題ないか。

清水委員：問題なし。

若生会長：第22条の方は、「概ね」を入れるか入れないか。

柴田委員：条文の用語としては、どうなのか。入れてもおかしくないのか。普通は入れないものなのか。

清水委員：運用の仕方だと思う。審議会が当初3回を想定していても、5回、10回になるというのは、審議の進捗状況でどうなるかは分からない。「概ね」を入れなくても5年以内に始めればいい

と思う。

若生会長：1月とかから始めて、次年度にかかる可能性があるというので「概ね」を入れているということか。

事務局：そうである。

若生会長：どちらでもいいと思う。

佐々木委員：趣旨が変わらないのであれば。

中川委員：5年で収まると思っていたものが、今回みたいに議論が活発化して通常終わる予定が延びて、5年を超えてしまう。見直しなので、結論を出さないといけない。最後まで5年以内というのは、今みたいに超えてしまうから「概ね」を入れて、幅を持たすということ。

事務局：当初条例を制定するときに、懇話会を開催し、1年4ヶ月議論していただいたので、そういうことを加味して「概ね」を入れた。次回こういう形になるのか、もっと広く住民の意見を聴ける会議体にするのかは、5年後どういう形で意見を聴く場をつくるのか、今後検討していく。

清水委員：第22条で、基本条例の原文「町は、この条例の施行の日から5年を超えない範囲で住民の意見を聴き、」と句点が入っている。事務局案と違う。事務局案では、「概ね5年を超えない期間ごとに、住民の意見を聴き、この条例の見直しを行う必要があると認める場合は、必要な措置を講ずるものします。」となっている。「概ね5年を超えない期間ごとにこの条例の見直しを行う必要があると認める場合」と読み込んでしまうので、意味が変わってくる。「概ね5年を超えない期間ごとに、」の句点を取って、5年を超えない範囲で意見を聴けばよいとすればよい。多分句点を打ったのは、間違いではないか。

事務局：そうである。

中川委員：この句点がなければ、「概ね」はいらない。句点があるから、5年以内に結論まで出さないといけないとなってしまうが、句点がなければ、住民の意見を聴くスタートの段階でよい。

佐々木委員：期間ごとというものは、しないといけないということか。

事務局：そうである。

若生会長：句点がなければ、「概ね」なしで、会議を開いた時点が5年以内になればよいとなる。それでよろしいか。

（「異議なし」の声）

若生会長：それでは、「概ね」を取って、「ごとに、」の句点を取る。

森田委員：いうのであれば、「ごと」は「毎」の漢字を使うのが一般的。

5. 住民参画の推進について

若生会長：次第の4「住民参画の推進について」、これが一番重要だと思っている。事務局より説明をお願いします。

事務局：公聴制度について、第1回目の会議でも簡単に報告、説明したが、平成27年度から平成29年度の3年間で町政モニター制度「カナモニ」という公聴制度を実施。登録制で、登録委員になっていただいた方にアンケート調査を実施して、それを町政に活かすという取り組みを実施したが、構成員がなかなか増えない、委員が硬直化してくるという理由で、一旦役割を

終えさせていただいた。平成 30 年度から、それに変わる公聴制度を検討してきた中で、協働のまちづくり推進会議の意見を反映させていきながら、どういう仕組みでするのがよいのかというところである。第 1 回目、第 2 回目の会議で、意見を頂戴した目安箱みたいな、誰でも親しみやすく意見ができて、それに対して回答が得られるという仕組みの公聴制度を実施していきたいと思っている。名称や実施の仕方、応募の仕方、意見をどれくらいの期間で実施するかできないか、できない場合はなぜできないのかという公表の仕方などの詳細部分については、制度設計をする時間をいただきたい。

若生会長：第 1 回目の会議時に話が出て、参画といっても実感がないということで、そのためには提案したことがどれだけ実現、実行されているのかを住民にフィードバックするような仕組みが必要ではないかということで、時間を割いて議論してきたことである。そんな難しいことではないので、ほとんど実現していけばいいと思うが、改めて意見はありますか。いろんな自治体に関わってきて、パブコメをホームページに掲載するというのがあるが、私の感覚としては、この規模の自治体は庁舎に来ることは難しくないと思うので、要望事項に対してホームページでの記載＋庁舎に紙媒体で掲載していくと、発議した住民の側にも住民参画の実感が起こるのではないかと思う。

佐々木委員：庁舎で掲示板に意見をもらって、必ずフィードバックするというのが大事だと思う。昔、こういった目安箱みたいなものがあつたはず。もしあつたのであれば、なぜなくなったのか経緯が知りたい。

中川委員：あつた気がするけど、ないらしい。

佐々木委員：若生会長が前回言ったみたいに、生協の白石さんのセンスのある職員がおればベストだと思う。フィードバックを必ずするというのは、徹底してほしい。

中川委員：この意見が出たときは、フィードバックというか、やってもなかなか反応してくれないということがあつたと思うが、そういう意味ではぜひしていただきたい。

若生会長：職員の負荷になるというより、楽しみながらしていただけたらと思う。最後なので、まだ発言していない石原委員どうですか。

石原委員：制度設計がまだとのことで、その辺を見てみないと分からない部分もあるが、フィードバックも具体的にどう答えるかがしないといけない部分だと思う。もしそれが出来ないのであれば、しない方がいいと思う。フィードバックをきっちりするというのが前提にある。

若生会長：全然難しくないと思う。浅野委員どうですか。

浅野委員：過去にもあつたような気がするが、結局機能しないままでなくなったのではないかという気がする。

若生会長：発言しにくいというのがあつたのだろうか。あるいは、しても何もやってくれないみたいな。

中川委員：森田委員にその辺を聞かせていただければ。

森田委員：目安箱は、私の記憶の限りでは、紙で書いて投函するようなものはなかったと思う。

佐々木委員：かなんぴあとかに。

森田委員：かなんぴあとかの施設は、施設を改善するために利用者の意見を伺うというのはあると思う。

佐々木委員：ではなく、かなんぴあに町政の意見を。

森田委員：それはなかったと思う。箱を設けると意見が出てきて、それに対してこういう意見がありま

したということを内部で共有し、どう対応するか協議するので、そういったことをしていたという記憶がない。今は、ホームページに意見を投稿できる。ちゃんと名前やアドレスを書いていると、ちゃんと回答はするようにということで、各部署に意見がいくので、部署ごとに回答する形はとっている。匿名については、回答しようがない。メールは、アドレスがなかったら来ないので、そういう方が意見を出されて回答している。

若生会長：私は、メールと紙媒体の併用型がいいと思う。副会長はどうか。

村元副会長：ホームページで見てネットで出される方、年代による。お年寄りの方は、私も役所にこうしてほしいとか苦情をよく耳にするが、その話を担当課にお話している。住民の方々はいろいろな意見は持っておられる。いろんな問題について意見をくれる人はたくさんいると思うが、その結果を行政として返答しないといけな。できること、できないことがあると思うが、その点も考慮すべきだと思う。

若生会長：こういう理由で検討を要するというのが分かれば、意見した人も納得してもらえる。書き方にもよる。

柴田委員：近大病院によく行っているが、質問事項や改善事項を書いてくださいとあちこちに置いてあって、2階の大きな黒板にそれを貼り出している。利用者の意見を聞いて、病院をより良くしていくというアピールがある。それを見ると、この病院は大丈夫だという気持ちになる。河南町もすれば、ものすごくインパクトがあると思う。河南町のホームページをたまに見るがその書くところが分からない。ホームページの頭の一番上に、皆さんの意見を伺いますというのを載せてほしい。

若生会長：それと行政のことでホームページを見る人は、やはり限られている。意見を言ったら聞いてもらえるというアピール効果が大事だと思う。

柴田委員：ホームページのトップに出せるようにしたらいい。カナモニに登録しているが、年度末に1回くらいではだめ。それぞれ住民に聞いてみたいという各部署の意見は統一されているのか。付け加えたような熱意のないものを感じた。私も何件か要望事項を出したことがあるが、それなりの責任者に出てきてほしい。対応が悪かった、期待した返事がもらえなかったという声はよく聞く。こう返答してもらえたら、安心するのにという。

若生会長：谷口委員はどうですか。

谷口委員：特になし。

若生会長：それでは、まとめの方にいきます。今のモニター制度に代えて、新たな意見聴取を実施してホームページもしくは紙媒体、あるいは双方で回答していくということを実施していただければと思う。意見の回答がない、あるいは女性が意見しにくいという意見に対して、これを解消する仕組みでなければならないと思う。推進会議の意見としてとりまとめ、最終的な提言に組み込ませていただく。

6. 協働のまちづくり推進会議の取りまとめについて

若生会長：次第5「協働のまちづくり推進会議の取りまとめについて」、これまで本日を含めて計4回の本当に活発な意見交換を実施した。一定の意見集約と、条例改正案のとりまとめ、また今後もっと協働のまちづくりを推進していくために、住民、議会及び町行政がどのような取り組

みをしていく必要があるのかという方向性が見えたように思う。最後なので、意見交換を結びとし、当推進会議としてどのように締めくくれば良いかまとめさせていただく。確認させていただくと、当会議の職務は、①かなんまちづくり基本条例についての意見に関すること、②前号に掲げる事項のほか、協働のまちづくりを推進するために必要な事項に関すること、の2点について、調査、審議し、意見を述べることです。これまで、計4回の意見交換を経て、この5年間において住民、議会及び町がそれぞれの立場で、どのように協働のまちづくりを推進してきたのかを確認し、歩みとして推進された部分もあれば、やや不十分な部分もあったかと思う。本日、条例の改正案とともに、もっと協働のまちづくりを推進するための方法について、町行政としての今後の取り組み方針が示されたところです。当推進会議の意見を、提言というかたちで取りまとめさせていただき、今後5年間の取り組みに期待し、見守りたいと思う。つきましては、提言内容のとりまとめ及び町への提出については、恐縮ですが、会長へのご一任をお願いいただけますか。

(「異議なし」の声)

若生会長：それでは、そのように対応する。

なお、提言内容のご確認については、第4回の会議記録の確認とともに、委員各位にお願いすることとし、確認後に私より町へご提出させていただく。

皆さまと真剣に議論し、私も勉強になり、皆さまの町行政への熱い思いを感じさせていただいた。お忙しい中、計4回のご出席をいただき、誠にありがとうございました。

委員の皆さまからこれまでに寄せられた河南町の協働のまちづくりに対する思いが、今後まちづくりの活性化につながることを楽しみにしながら、会議を締めくくりたいと思う。本当にありがとうございました。